

〈近代的定位第一回：キーワードと年表〉

(講義1～3)

1. 人類史の中での近代の位置＝機械情報革命前期
→ 現代＝後期
2. 普遍性と特異性（地域性）
→ 第一期革命（農耕牧畜革命）における、普遍性と特異性
→ いわゆる四大文明と新大陸文明（マヤ、アステカ、インカ）
→ 普遍的モメントとしての大規模灌漑、階層社会、古代国家形成
3. マクロ時代区分の重要性
→ 古代国家自壊 → 封建中世（前期） → 封建中世（後期）
→ 絶対主義（近世） → 近代 → 現代
4. 断続性を定位モデルとして把握すること（近世から近代へ）
→ 封建後期は集権への趨勢が特徴的
→ これが絶対王権と等族社会出現の前提となる
→ 日本的近世の特異性 → 幕藩的集権のハイブリッド性（中途半端な集権）
→ 王権の未発達 → 等族社会の未発達あるいは欠如 → 日本近代の根本問題へ → 士農工商（内部的門閥、上下秩序の入れ子的増殖） ≠ 等族
→ 等族会議（三部会）と王権の折衝、妥協が〈アンシャン・レジーム〉の特性
→ 幕藩体制に欠如 → 明治維新は革命か否かの議論に直結
6. 日本近代から日本現代への断続性
→ 憲法の断続性
→ 帝国憲法自壊期の〈天皇機関説事件〉の象徴的意味
7. 維新革命の立場 = 本講座の立場（第六回で詳述）
→ 維新を孤立させずに、立憲過程を含めて、〈国民革命〉として捉え直すこと
≠ ブルジョワ革命（労農派、土屋他）
≠ 明治絶対主義論（講座派、服部他）
≠ 無革命論（ハーバート・ノーマン他）

8. 日本近代史の四区分（年表）

一 前提としての天保改革（幕府失敗、雄藩成功）

1837～41頃 天保改革

1840～42 アヘン戦争

①第一期：（1868～1890）維新革命＝立憲革命＝国民革命

1853 黒船来航（ペリー）

1858 日米修好通商条約

1867 大政奉還（10月）

1867 王政復古（12月）

1868 鳥羽伏見の戦い（一月）～戊辰戦争

1873 征韓論 → 西郷、板垣他下野

1874 民選議員設立建白書

1877 西南戦争（西郷隆盛）

1880 国会期成同盟

1881 国会開設の詔勅

1889 帝国憲法発布（翌年から実施）

1890 教育勅語

1890 第一回帝国議会

②第二期：（1891～1910）鉋毒事件～大逆事件 = 産業革命から帝国主義へ

1891 鉋毒事件本格化

1894～95 日清戦争

1901 田中正造鉋毒事件を明治天皇に直訴

1904～05 日露戦争

1910～11 大逆事件

③第三期：（1911～1933）：大正ブルジョワジー～軍部台頭

1912 美濃部達吉 『憲法講話』 → 天皇機関説

1912～13 第一次護憲運動

1914 シーメンス事件

1914～18 第一次世界大戦

1917 ロシア革命（十月革命）

1931 満州事変

- 1932 5. 15 事件
- 1933 ヒトラー首相就任

④第四期：(1934～1945)：2. 26～敗戦

- 1934 国体明徴運動開始
- 1935 天皇機関説事件
- 1936 2. 26 事件
- 1939～45 第二次世界大戦
- 1941～45 太平洋戦争
- 1945 8月6日 広島原爆投下
- 1945 8月9日 長崎原爆投下
- 1945 8月14日 ポツダム宣言受諾(9月2日調印、発効)
- 1945 8月15日 玉音放送

- 1946 11月3日 日本国憲法発布(1947年5月3日施行)
- 1947 農地改革
- 1951 サンフランシスコ平和条約、日米安保条約

9. 明治維新、憲法発布、大逆事件、2. 26 事件の画期としての意味

10. 憲政崩壊の画期としての天皇機関説事件(1935年)

→ 国体明徴運動(1934年)、2. 26 事件(1936年)との内的連関

11. 近代的定位と、近代国家、憲法の内的連関

12. 憲法の断続の意味するもの → 近現代的定位の非連続と連続

→ 憲政史としての連続性を再構築すること → 近現代的定位の主体的回復

13. 近代国家理論、憲法理論の頂点としてのゲオルク・イエリネク(1851～1911)

→ 近代的法治の理念 = 国家の法的自己拘束 → 立憲の意味

→ 君主の統治権に法理的解決 → 国家内機関としての君主体験 → 天皇機関説へ

引用1

〈天皇の大権は国法上当然に天皇に所属する大権であって誰からも委任されたものではない。したがって法律上の語においてこれを国家の直接機関と申すのであります。〉

(美濃部達吉『憲法講話』第二講〈天皇その一〉79 p)

14. 国家団体説＝法人説（社団説）の援用

→ 家産国家、神権国家の否定

引用2

〈君主が国家の機関であると申せば、チョット聞くと何だかわれわれの尊王心を傷つけられるような感じがいたすようではありますが、これは国家が一つの団体であることから生ずる当然の結果であります。〉(同上、79 p)

15. 国体論的明治憲法解釈（穂積八束） → 国体と政体の分離 → 家産国家への逆行 → 立憲の無意義

引用3

〈この説は（※国体と政体の分離説は）色々の点において大なる誤りを含んで居るものでありますが、殊に君主国においては君主が統治権の主体であり、共和国においては国民が統治権の主体であるとするのは、その根本の誤謬であります。……国家が一つの権力団体であるということは君主国も共和国も全く同様であって、その権力は国家という共同団体それ自身に属して居るものと見るべきであります。国家それ自身が統治権の主体たるもので、君主国も民主国もこの点においては同様であります。〉(同上、初版の追加項目による、543 p)

16. 国家外君主の問題 → 国家の物化（物格化）＋国民の半奴隷化
→ 神権国家イデオロギー
→ 家産国家定型
→ 現人神へ → 〈人間宣言〉の必要性

17. 国体論の発生 → 本居宣長 → 平田派国学へ → 神道儒学の混交

18. 〈錦旗〉のアンビバレンツ → 攘夷論のプラグマティズム（木戸孝允）
⇔ 旗の奪い合いの酷薄さ（禁門の変）

引用4

〈「攘夷説を唱えて、天下の^{じんぎ}人気は帰したではないか。当時は（※今となつては）そんな陳腐を言う小五郎ではない。」〉（ハーバート・ノーマン『日本政治の封建的背景』中の引用による、全集二巻所収、109 p）

19. 〈王土〉への復古による近代化 = 維新のパラドックス

- 封建中世の否定ならば、建武中興で足りた
- 「神武創業」への復古の意味

引用5

〈「建武中興でなしに、神武創業にまでこの復古を持って行かれたことは、意外でしたね。そりゃ機運は動いてましたさ。しかし、ここまで来るには十年は待たなきゃならないかと思っていましたよ。」

「結局、今の時世が求めるものは何か、ということなんですね。」

（島崎藤村『夜明け前』、第一部第十二章、2-304 p）

20. 日本国憲法と〈国体護持〉

- 松本案の機能不全 → 国体の呪縛 + イギリス的議院内閣制

21. 国体論の近代疎外 → 原型としての廢仏毀釈

- 服部之総の絶対主義化要因論 → その自己矛盾

22. 国学的〈王土〉の夢幻性、非近代性 → しかし維新の〈旗〉を創造

- これ以外の集権イデオロギー造型は不可能だった
- それはなぜか？
- 等族社会の欠如？

引用6

〈御代御代の天皇の御政はやがて神の御政であった。そこにはおのずから神の道があったと教えてある。神の道とは、道という言葉挙げさえもさらになかった自然だ、とも教えてある。……翁の（本居翁の）言う復古は更生であり、革新である。天明寛政の年代に、早く夜明けを告げに生まれて来たような翁のさし示して見せたものこそ、まことの革命への道である。〉（同上、2-272 p）

23. 国家主権 ⇔ 神権的統治（国家外的君主） → 義解の浮動

引用7

〈第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス〉

24. 神権的統治（家産国家）は立憲を必要としない

- 家産国家的統治を内挿することで、明治憲法は憲法破壊の種を自ら宿した
- 記紀神話を法源とする義解のナンセンス → 神話教育イデオロギーへ

25. モデルとしてのプロイセン憲法（1850年）との比較

- 神権性は儀礼的言辞のみ
- 国王の規定は即物的で、機能的、神権性は皆無
- 領土、国民、国王（君主）の順

26. 第四条のハイブリッドな位置 → 近代憲法と、その破壊宣告の綱引き
- 元首は国家内機関～象徴的権威
 - 総攬の位置は不明にとどまる
 - 憲法の規定による統治は再び近代立憲的
 - しかし統治は統治であり〈君臨〉ではない

引用8

〈第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ〉

27. 立憲は法治の必然的表現

- グナイストの法治国家論 → 明治憲法の理論的前提
- 国家と社会の立憲による結合

引用9

〈社会と国家を憲法的法体制によって結合することによってはじめて、国家への国民の関与という、それまでにあまり考察されていなかった事態が発生する。これはその関与が理論的な次元でのみ観察されている限り、ほとんど考えも及ばなかった事態なのである。〉
(ルドルフ・フォン・グナイスト『ドイツにおける法治国家と行政裁判所』、第一章〈問題の所在〉、3 p)

28. 天皇親政派 → 国体論へ → 教育勅語

- ⇔ 美濃部の反駁 → 天皇制の安定は親政がなかったから

引用10

〈我が皇室が世界無比の尊厳を保たれ、国民の尊王忠君心は政治上の如何なる変動にもかかわらず寸毫の動きもなかったといことは、実に我が古来の政体において、天皇が親ら国政の衝に当たられなかったということがその原因の一つを為して居ることと思われるのであります。〉(同上、『憲法講話』第二講、105 p)

29. 美濃部の歴史援用の限界 → 藤原朝まで ⇔ 〈神武創業〉

引用11

〈我が古来の政体において、藤原氏の時代、武家政治の時代等はもちろん、天皇御親政の時代におきましても、その御親政と言うのはあえて天皇御自身に凡ての政治を御専行らせらるるというのではなく、常に輔弼の大臣があつて、その輔弼に依つて政治を行わせられたのである。これが実に我が国体(※お国振りの意で用いていることに注意)の存するところで、これに依つて国体の尊厳が維持せらるるのであります。〉(同上、104 p)

29. 国体論 ⇔ 天皇機関説の二律背反の近代憲政にとっての基軸的意味
→ 芦部憲法での低い評価 → 憲法的断絶を反映

30. 法治か〈法の支配〉か → 〈法の支配〉はつねに国家の法治的自己拘束として
現実化する
→ 〈法の支配〉を行うのが主権者の国民であるならば、循環論法が生じる(支配者である国民が法の支配を通じて自己を支配する)
→ 〈法の支配〉を絶対化することから生じる国家への眼差しの欠如

31. 二つの立憲を結合する理念は、法治の理念以外にはありえない
→ したがって明治憲法の根本の問題とは、法治の根柢である立憲の自己破壊である

32. 日本国憲法の法源としてのポツダム宣言受諾 → 戦前の〈民主主義的傾向〉への言及(のみ)

引用12

〈第十項 日本国政府は、日本国国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障壁を除去すべし。云々〉(〈ポツダム宣言〉芦部信喜『憲法』23 pより引用)

33. 国家法人説は古い(芦部)? → では日本国憲法の依拠する民主主義国家の本質は、国家学としてどう定義されるべきか → 問いの不在

34. 〈錦旗〉の集権によって出発した日本的近代の内実を再検証すること

→ 日本近代とわれわれの現代の連続性の主体的再構築

→ コロナ禍で露呈した民主主義政体の脆弱性の根本的補強へ

(第一回キーワードと年表終わり)